

# 大型養豚施設計画 市も関わりを

## 行政の範囲内で対応する



畑山 親弘  
(市政・社民クラブ)

**議員** 仙ノ沢開拓地域の大型養豚施設計画について、会派でアンケートを実施した。市街地と農村部、旧市と旧町のバランスを考慮し、市内全世帯の約二〇%、五千四百十六世帯に送付し、回収率は二二・九六%だった。排水対策、飲料水、淡水魚への影響や奥入瀬川のイ

メージを損なうかなどの設問に対し、七〇%以上の方が慎重・反対だった。この結果を、市長はどのように受けとめているか。また、市民の安全、安心を願う声と受けとめ、事業者並びに地域住民代表者と協議する考えは。

**民生部長** 当初の計画を変更し、懸案事項だった排水問題など、地域住民の声に配慮したと聞いており、アンケート結果は現状を反映したものではないと考えています。事業計画が関係法令に抵触していない場合、市として協議する考えはもっていません。

**議員** 大変つれない回答だ。地域では、今なお大きな不安があり、このままでは両者の関係は平行線だ。市民の生活と安全を守るため、行政が関わらざるべきでは。

**市長** 事業者が開く説明会に、担当職員も出席させ、範囲はありますが、行政としての対応をします。

**議員** 西小稲地区や並



早期に住居表示を

木西地区を住居表示する考えは。

**民生部長** 今後も居住人口の増加が見込まれる地域と予測されますが、伸び率も少ないため、現在のところ考えていません。

**議員** 中央病院の院内保育所の概要は。開設時期は平成二十六年四月、運営は委託方式の予定です。

**病院事務局長** 対象年齢は、生後八週間を経過したゼロ歳児から三歳に達した日以降、最初の三月三十一日を経過する日までの乳幼児、保育時間は午前七時三十分から午後七時までです。保育料は現在検討中です。

※住居表示：住居等の場所をわかりやすくするための制度（例：西〇〇番町）



杉山 道夫  
(市政・社民クラブ)

**議員** ことし四月から施行された、まちづくり基本条例について、第二十三条第一項に「市長は重要な事項で住民の意思を問う必要を認めた場合に、住民投票を実施する」とある。また、第二項に「市長及び議会は、投票の結果を尊重する」とある。民主主義の考えから、ごく普通のように聞こえるが、地方自治法の議会の議決権との整合性は。

**企画財政部長** あくまで市民の思いを大切に理解していただくという点で、議会の意思決定までも拘束する意図ではありません。

**議員** 第五条に、「子どもは、まちづくりに参加する権利がある」と定めているが、具体的にどのような方法で参加するのか。

## まちづくり基本条例

### 議会の議決権との整合性は

### 議会の意思決定は拘束せず

**総務部長** この条例は、基本的な理念や原則を定めたもので、既存の条例や規則で趣旨にそぐわないものがあれば、改正しながら整備します。新たな事業については、条例や規則、計画などを策定する段階で適切に反映させます。

**議員** 第五条第二項に、「子どもの人権を守る」とあるが、子どもの権利の内容は。

**企画財政部長** 子どもの権利条約があり、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利が定められています。

**議員** 多くの市町村で、子どもの権利条約に関する条例を制定しているが、当市も制定する考えは。

**健康福祉部長** 現在のところ考えていません。

**議員** 民生福祉、教育委員会とも関わるので、条例

**議員** 第六条に、「市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利がある」としているが、具体的な基準を示す必要があるのでは。

**企画財政部長** この条例は理念的な条例であり、これにより何かを決めるものではありません。個々の事案が必要があれば、その都度対応します。



条例をもとに実効性のある取り組みを